

香川県病院局組織規程をここに公布する。

平成19年4月1日

香川県病院事業管理者 平川方久

香川県病院局管理規程第5号

香川県病院局組織規程

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 本庁（第4条—第7条）

第3章 病院等（第8条—第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、病院局（以下「局」という。）の組織及びその所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

（課の設置）

第2条 局に、県立病院課（次章において「課」という。）を置く。

（職の設置）

第3条 局に、次に掲げる職を置き、職員をもってこれに充てる。

本庁

（1）局長

（2）課長

（3）副課長

（4）主幹

（5）課長補佐

（6）副主幹

- (7) 主任
- (8) 主任主事
- (9) 主任技師
- (10) 主事
- (11) 技師

病院等（県立病院（以下「病院」という。）、香川県立がん検診センター（以下「がん検診センター」という。）及び香川県立白鳥病院附属津田診療所（以下「津田診療所」という。）をいう。以下同じ。）

- (1) 院長
- (2) 所長
- (3) 副院長
- (4) 事務局長
- (5) 看護部長
- (6) 事務局次長
- (7) 中央検査部長
- (8) 主任部長
- (9) 部長
- (10) 薬剤部長
- (11) 主幹
- (12) 副薬剤部長
- (13) 副看護部長
- (14) 事務長
- (15) 課長
- (16) 医長
- (17) 技師長

- (18) 看護師長
- (19) 副主幹
- (20) 看護主任
- (21) 主任
- (22) 主席主事
- (23) 主席技師
- (24) 主任主事
- (25) 主任技師
- (26) 主事
- (27) 技師

第2章 本庁

(所掌事務)

第4条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 会計に関すること。
- (3) 職員の身分、服務及び給与に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (6) 管理規程等の制定及び改廃に関すること。
- (7) 資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (8) 労働協約に関すること。
- (9) 病院等の管理及び運営に関すること。

(職員)

第5条 局に、局長を置く。

- 2 課に、課長を置く。
- 3 課に、副課長、主幹、課長補佐、副主幹、主任及びその他の職員を置くことができる。
- 4 前3項の職（その他の職員を除く。）には、それぞれ当該組織上の名称を付するものとする。

(職務)

第6条 局長は、病院事業管理者の命を受けて、局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 3 副課長は、上司の命を受けて、課の事務の総合調整を行い、課長を補佐する。
- 4 課長補佐は、上司の命を受けて、その所掌する事務を掌理し、課長を補佐する。
- 5 主幹、副主幹及び主任は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。
- 6 その他の職員は、上司の命を受けて、業務に従事する。
- 7 職員は、病院事業管理者が命ずる場合には、前各項の規定にかかわらず、特定の事務を処理する。

(グループ)

第7条 課の事務を効率的に処理するため、課に、グループを置くことができる。

- 2 グループに、グループリーダーを置き、課長補佐の職にある者をもって充てる。ただし、特に必要があるときは、副主幹その他の職にある者をもって充てることができる。
- 3 グループリーダーは、上司の命を受けて、そのグループの事務を掌理し、特定の事務を処理する。
- 4 課の事務の総合調整のため特に必要があるときは、グループリーダーのうちから総括を指定することができる。

第3章 病院等

(組織)

第8条 病院等（津田診療所を除く。）に、次の表に掲げる局、センター、部及び科を置く。

香川県立中央病院	事務局 救命救急センター 診療部 中央検査部 薬剤部 看護部
香川県立丸亀病院	事務局 診療科 薬剤部 看護部
香川県立白鳥病院	事務局 診療科 薬剤部 看護部
香川県立がん検診センター	事務局 検診科 診療科 放射線科 検査科 看護部

2 診療部に、科を置く。

(事務局)

第9条 事務局においては、救命救急センター、診療部、診療科、中央検査部、検診科、放射線科、検査科、薬剤部及び看護部の所管に属しない事務をつかさどる。

(救命救急センター)

第10条 救命救急センターにおいては、救急医療に関することをつかさどる。

(診療部及び診療科)

第11条 診療部及び診療科においては、診療に関することをつかさどる。

(中央検査部及び検査科)

第12条 中央検査部及び検査科においては、検査業務に関することをつかさどる。

(検診科)

第13条 検診科においては、検診に関することをつかさどる。

(放射線科)

第14条 放射線科においては、放射線業務に関することをつかさどる。

(薬剤部)

第15条 薬剤部においては、調剤及び製剤に関することをつかさどる。

(看護部)

第16条 看護部においては、看護に関することをつかさどる。

(事務局の分課)

第17条 事務局（がん検診センターの事務局を除く。以下この条において同じ。）に、庶務課、業務課及び医事課を置き、その分掌事務は、次とおりとする。ただし、香川県立丸亀病院及び香川県立白鳥病院には、医事課を置かないことがある。この場合における医事課の分掌事務は、庶務課の分掌事務とする。

庶務課

(1) 予算及び決算に関すること。

- (2) 会計事務（他の課に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 職員の身分、服務及び給与に関すること。
- (4) 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- (5) 公印の保管に関すること。
- (6) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (7) 法令による申請、報告及び諸届けに関すること。
- (8) 広報、統計及び諸調査に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事務局の事務で他の課に属さないこと。

業務課

- (1) 病院の管理及び取締りに関すること。
- (2) 契約に関すること。
- (3) 資産（現金及び未収金を除く。）の取得、管理及び処分に関すること。
- (4) 物品の調達、検収、出納及び保管に関すること。
- (5) 不用物品の処分に関すること。
- (6) 熱管理及び給食に関すること。
- (7) 患者の取扱いに関すること。

医事課

- (1) 患者の受付及び窓口収入に関すること。
- (2) 診療収入及びこれに付随する収入の調定及び請求に関すること。
- (3) 患者の入退院事務に関すること。
- (4) 社会保険に関すること。
- (5) 未収金の整理及び督促に関すること。
- (6) 医療社会事業に関すること。

（病院の職員）

第18条 病院に、院長を置く。

- 2 病院の事務局に、事務局長を置く。
- 3 救命救急センター、診療部の各科及び診療科に、主任部長を置くことができる。
- 4 中央検査部に、中央検査部長を置き、主任部長を置くことができる。
- 5 病院の薬剤部に、薬剤部長を置く。
- 6 病院の看護部に、看護部長を置く。
- 7 病院の事務局の課に、課長を置く。
- 8 前各項に定めるもののほか、病院に副院長を、病院の事務局に事務局次長、主幹、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、救命救急センター、診療部の各科、病院の診療科及び中央検査部に部長、主幹、医長、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の薬剤部に副薬剤部長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の看護部に副看護部長、看護師長、看護主任、主任及びその他の職員を置くことができる。
- 9 前各項の職（その他の職員を除く。）には、それぞれ当該病院の名称を付するものとする。

（がん検診センターの職員）

第19条 がん検診センターに、所長を置く。

- 2 がん検診センターの事務局に、事務局長を置く。
- 3 がん検診センターの看護部に、看護部長を置く。
- 4 前3項に定めるもののほか、がん検診センターの事務局に事務局次長、副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの検診科及び診療科に主任部長、部長、医長及びその他の職員を、がん検診センターの放射線科及び検査科に部長、医長、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの看護部に看護師長、看護主任、主任及びその他の職員を置くことができる。
- 5 前各項の職（その他の職員を除く。）には、それぞれがん検診センターの名称を付するものとする。

（津田診療所の職員）

第20条 津田診療所に、所長を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、津田診療所に、事務長、看護師長、副主幹、看護主任、主任及びその他の職員を置くことができる。
- 3 前2項の職（その他の職員を除く。）には、それぞれ津田診療所の名称を付するものとする。

（職務）

第21条 院長及び所長は、上司の命を受けて、病院等の業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 副院長は、診療業務について院長を補佐する。
- 3 事務局長は、上司の命を受けて、事務局に属する業務を掌理し、病院等の経営の全般にわたり院長又は所長を補佐する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 5 事務長は、上司の命を受けて、津田診療所に属する業務を掌理し、津田診療所の経営の全般にわたり所長を補佐する。
- 6 課長は、上司の命を受けて、その所管する課に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 7 中央検査部長は、上司の命を受けて、中央検査部に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 8 主任部長（中央検査部に置かれるものを除く。）は、上司の命を受けて、救命救急センター、診療部の科、診療科又は検診科に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 9 中央検査部に置かれる主任部長は、上司の命を受けて、病理検査業務を掌理し、当該業務を担当する職員を指揮監督する。
- 10 部長及び医長は、上司の命を受けて、特定の診療業務又は検査業務を処理する。
- 11 薬剤部長は、上司の命を受けて、薬剤部に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 12 副薬剤部長は、薬剤部長を補佐する。
- 13 看護部長は、上司の命を受けて、看護部に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 14 副看護部長は、看護部長を補佐する。
- 15 看護師長及び看護主任は、上司の命を受けて、看護業務を処理する。
- 16 技師長は、上司の命を受けて、担任する業務を掌理し、当該業務を担当する職員を指揮監督する。
- 17 主幹は、上司の命を受けて、特定の業務を処理する。
- 18 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、業務を処理する。
- 19 その他の職員は、上司の命を受けて、業務に従事する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、病院等の業務について必要な事項は、院長又は所長が、病院事業管理者の承認を得て定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。